

那賀町集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 那賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業、林業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	農業集落排水事業 平成元年度(供用開始後31年) 林業集落排水事業: 平成15年度(供用開始度16年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	農業集落排水事業:非適用 林業集落排水事業:非適用
処理区域内人口密度	農業集落排水事業 10.1人/ha(平成31年3月31日) 林業集落排水事業 7.6人/ha(平成31年3月31日)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	農業集落排水事業:接続なし 林業集落排水事業:接続なし
処 理 区 数	農業集落排水事業 7処理区(和食地区、仁宇地区、小仁宇地区、八幡原地区、延野地区、西納野・下原地区、川切地区) 林業集落排水事業 1処理区(大久保・川口地区)		
処 理 場 数	農業集落排水事業 7処理場(和食地区農業集落排水施設、仁宇地区農業集落排水施設、小仁宇地区農業集落排水施設、八幡原地区農業集落排水施設、延野地区農業集落排水施設、西納野・下原地区農業集落排水施設、川切地区農業集落排水施設) 林業集落排水事業 1処理場(大久保・川口地区林業集落排水施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水事業…特になし 林業集落排水事業…特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。	
	基本料金 月額 500円	
	人 員 割 (月 額)	1人 1人し尿雑排水 1,000円
		雑排水のみ 500円
	2人	2人し尿雑排水 2,000円
		雑排水のみ 1,000円
	3人	3人し尿雑排水 3,000円
雑排水のみ 1,250円		
4人 以上	4人以上し尿雑排水 3,500円	
	雑排水のみ 1,500円	

業務用使用料体系の概要・考え方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。			
	業務用(飲食店等)	月額	営業店舗床面積50㎡未満	2,000円
			営業店舗床面積50以上100㎡未満	3,000円
			営業店舗床面積100㎡以上	3,500円
	事業所等	基本料金	月額	500円
		事業所割	1人~10人	5,000円
			11人~20人	8,000円
			21人~40人	12,000円
			41人~60人	20,000円
			61人~100人	30,000円
			101人以上	40,000円
その他の使用料体系の概要・考え方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。 集落集会所等は月額1,000円			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (農業集落排水事業)	平成28年度	3,780円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 2,820円
	平成29年度	3,780円		平成29年度 2,948円
	平成30年度	3,780円		平成30年度 2,807円
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (林業集落排水事業)	平成28年度	3,780円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 3,896円
	平成29年度	3,780円		平成29年度 3,958円
	平成30年度	3,780円		平成30年度 4,285円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	農業集落排水事業及び林業集落排水事業是那賀町役場の環境課で運営を行っている。 相生支所1名、木頭支所1名、本庁1名(専属)の計3名で管理を行っているが、管理範囲が広い為、施設管理については民間業者へ委託している。
事業運営組織	農業集落排水事業 昭和61年度に那賀町集落事業特別会計を設置し、平成元年度に供用開始している。事業運営は、那賀町環境課で行っている。 林業集落排水事業 平成11年度に那賀町集落事業特別会計を設置し、平成15年度に供用開始している。事業運営は、那賀町環境課で行っている。 平成31年3月31日時点では、農業集落排水事業と林業集落排水事業を那賀町集落排水事業特別会計で管理している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水事業:施設管理や水質検査を委託している。 林業集落排水事業:施設管理や水質検査を委託している。
	イ 指定管理者制度	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
	ウ PPP・PFI	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表から分かる課題と対策

農業集落排水事業

- ・課題:人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う機器の大規模更新
- ・対策:接続率向上による料金収入確保、計画的な施設更新による費用縮減

林業集落排水事業

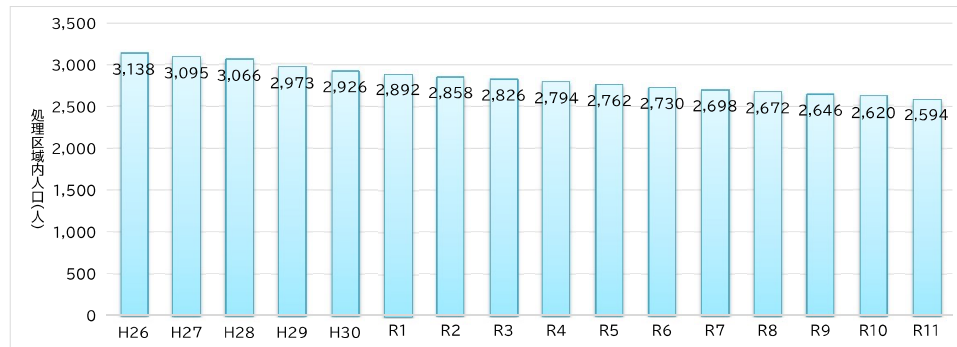
- ・課題:人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う機器の大規模更新
- ・対策:接続率向上による料金収入確保、計画的な施設更新による費用縮減

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

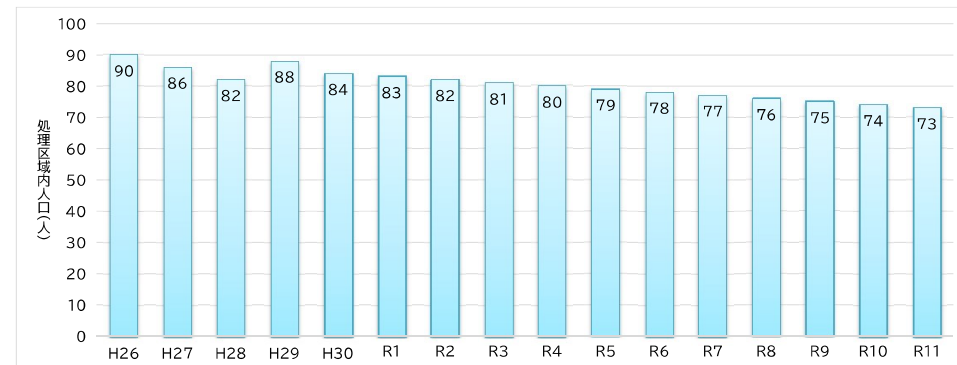
農業集落排水事業

本事業の処理区内人口は、平成26年度は3,138人であったが、平成30年度末は2,926人となり、減少している。今後は、那賀町全域の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していく。推計した結果、令和11年度の処理区域内人口は2,594人と予測している。



林業集落排水事業

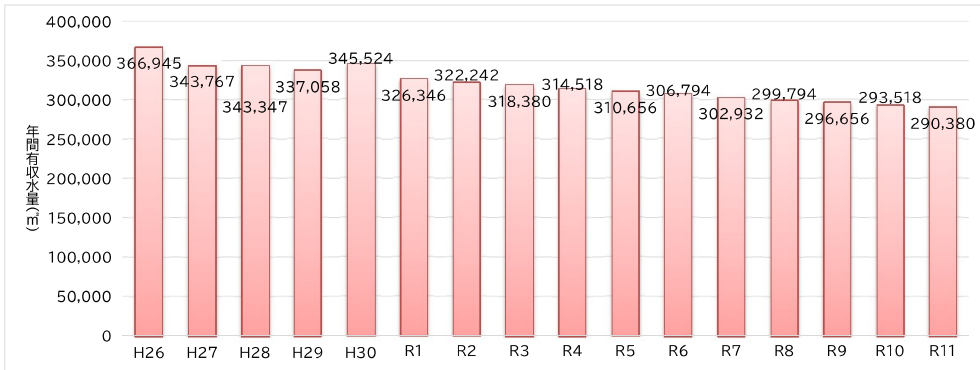
本事業の処理区内人口は、平成26年度は90人であったが、平成30年度末は84人となり、減少している。今後は、那賀町全域の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していく。推計した結果、令和11年度の処理区域内人口は73人と予測している。



(2) 有収水量の予測

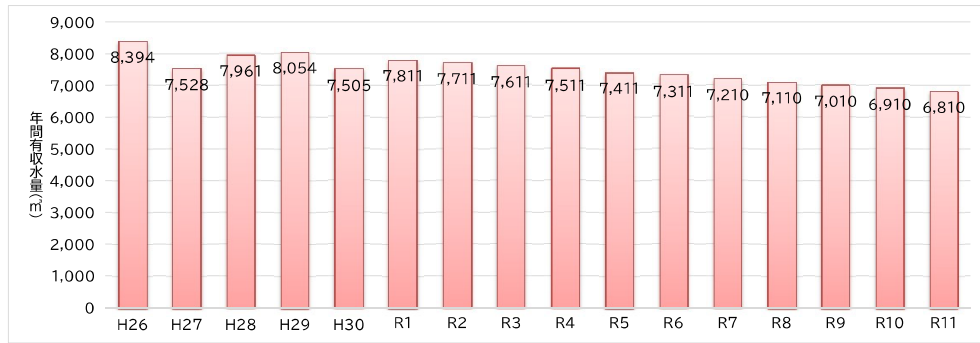
農業集落排水事業

本事業の年間有収水量は、平成26年度は366,945 m^3 であったが、平成30年度末は345,524 m^3 となり、減少している。今後は、処理区域内人口の減少に伴い、加入促進等の努力を行っていくが、有収水量は減少していくことが予測される。



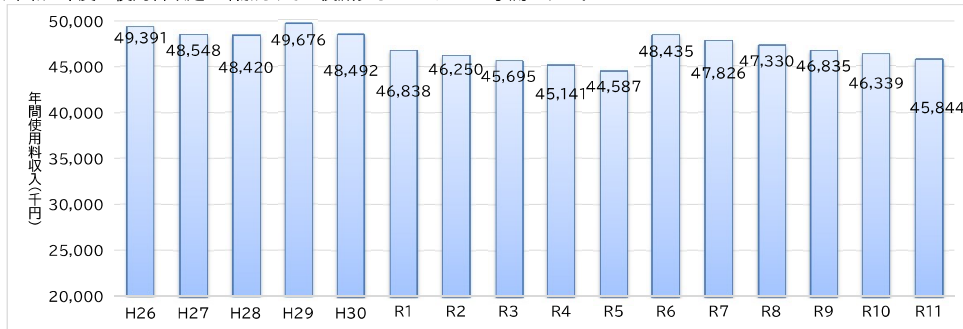
林業集落排水事業

本事業の年間有収水量は、平成26年度は8,394 m^3 であったが、平成30年度末は7,505 m^3 となり、減少している。今後は、処理区域内人口の減少に伴い、加入促進等の努力を行っていくが、有収水量は減少していくことが予測される。

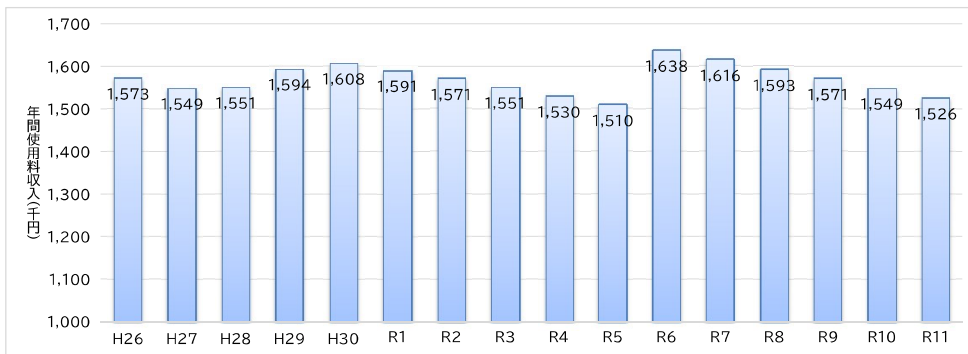


(3) 使用料収入の見通し

農業集落排水事業
 本事業の年間使用料収入は、平成26年度は49,391千円であったが、平成30年度末は48,492千円となり、減少している。今後は、有収水量は減少するが、令和6年度の使用料改定で増加し、その後減少していくことが予測される。



林業集落排水事業
 本事業の年間使用料収入は、平成26年度は1,573千円であったが、平成30年度末は1,608千円となり、増加している。今後は、有収水量は減少するが、令和6年度の使用料改定で増加し、その後減少していくことが予測される。



(4) 施設の見通し

農業集落排水事業
 平成元年度の和食地区処理施設から平成24年度の仁宇地区処理施設の第2施設までの間に7施設建設した。これらの施設の機器は老朽化しており、今後大規模な更新が必要になる。管路については、更新は少ないと考えられるが、修繕が必要な状況になる。

林業集落排水事業
 平成15年度の大久保・川口地区処理施設の建設から15年以上経過しており、施設の機器の更新が必要な時期になる。管路については、更新はないが、小規模な修繕が発生する。

(5) 組織の見通し

農業集落排水事業及び林業集落排水事業は今後も集落排水事業として同一に会計で運営していきますが、総務省から公営企業会計の適用の要請を受けており、令和5年度までに移行する必要があります。それに対応するために、組織及び人員の検討が必要になる。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業

方針1 農業集落排水施設の適正な維持管理

①施設更新費の削減… 農業集落排水処理施設のストックマネジメントを実践するための最適整備構想を策定し、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能なサービスを提供する。

方針2 農業集落排水事業の経営の安定化

①接続率向上… 少子高齢化や人口減少等の厳しい社会情勢のなかで、主たる財源である使用料収入の確保のために、農業集落排水への加入促進に努める。
②企業会計の活用… 令和5年度までに公営企業会計に移行することで、民間会計手法を活用して経営健全化に取り組む。

林業集落排水事業

方針1 林業集落排水施設の適正な維持管理

①施設更新費の削減… 林業集落排水処理施設のストックマネジメントを実践するための最適整備構想を策定し、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能なサービスを提供する。

方針2 林業集落排水事業の経営の安定化

①接続率向上… 少子高齢化や人口減少等の厳しい社会情勢のなかで、主たる財源である使用料収入の確保のために、林業集落排水への加入促進に努める。
②企業会計の活用… 令和5年度までに公営企業会計に移行することで、民間会計手法を活用して経営健全化に取り組む。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設を適正に維持管理できるように、最適整備構想を策定し、それに基づき整備を進めていきます。
-----	---

農業集落排水事業

①投資の目標に関する事項… 面整備は完了しているため、新規投資はなく維持管理費用への投資を行います。

②管渠、処理場等の建設・更新に関する事項… 令和2年度は管渠の移設工事、その後は法定対応年数を経過している処理場設備を更新します。

単位：千円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費	10,000	0	71,590	71,590	71,590	71,590	71,590	71,590	71,590	71,590

③広域化・共同化・最適化に関する事項… 最適整備構想未策定のため、広域化、共同化は見込まず、維持管理及び修繕を行います。

④投資の平準化に関する事項… 最適整備構想を策定し、優先順位を把握したうえで、工事費の平準化、長寿命化の改修計画を策定し実施していきます。

林業集落排水事業

①投資の目標に関する事項… 面整備は完了しているため、新規投資はなく維持管理費用への投資を行います。

②管渠、処理場等の建設・更新に関する事項… 法定対応年数を経過している処理場設備を更新します。

単位：千円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費	0	0	9,160	9,160	9,160	9,160	9,160	9,160	9,160	9,160

③広域化・共同化・最適化に関する事項… 最適整備構想未策定のため、広域化、共同化は見込まず、維持管理及び修繕を行います。

④投資の平準化に関する事項… 最適整備構想を策定し、優先順位を把握したうえで、工事費の平準化、長寿命化の改修計画を策定し実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	補助金や企業債等の財源を活用して、一般会計負担を削減します。
-----	--------------------------------

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、今後の人口推計及び接続動向を考慮した結果、収入が減少していくことが予測され、そのため、令和6年度から使用料の10%増額を計画している。

・補助金収入に関する事項

処理場設備の更新費の50%を補助金で賄います。

・企業債収入に関する事項

処理場設備の更新費の40%を企業債で賄います。(償還期間30年、据置期間5年、利率0.8%)

・一般会計繰入金に関する事項

処理場設備の更新費の10%を一般会計繰入金で賄います。

企業債の元利償還金の返済額一般会計繰入金で賄います。

使用料等の収入で維持管理費を補わない場合は、一般会計繰入金で補填します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費に関する事項 一般会計で対応しているためありません。 ・動力費に関する事項 令和2年度の予算額をもとに計上しております。 ・薬品費に関する事項 令和2年度の予算額をもとに計上しております。 ・修繕費に関する事項 令和2年度の予算額をもとに計上しております。 ・委託費に関する事項 令和2年度の予算額をもとに計上しております。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・今後整備する最適整備構想の策定内容に従って対応していく。
投資の平準化に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・今後整備する最適整備構想の策定内容に従って対応していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・可能な限りの民間活用を行っており、今後追加の活用は考えていない。
その他の取組	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・公営企業会計に移行する令和6年度に合わせて、料金の適正化に近づくために10%の料金の見直しを予定します。
資産活用による収入増加 の取組について	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・未検討です。
その他の取組	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・処理場及び管路の維持管理については今後も民間業者へ委託する。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・職員給与費については、本事業のみに職員が従事しているわけではなく、一般会計で対応しておりますので職員給与費は発生しません。
動力費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・施設内の機器更新時に動力費が削減できる機種を導入するように検討します。
薬品費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・処理水質に影響を与えない範囲でコスト削減に努めます。
修繕費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・最適整備構想策定後に効率的な改修計画を策定し、実施していきます。
委託費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・安心、安定した事業運営を維持できる範囲で、指名競争入札を行い、コスト削減に努めます。
その他の取組	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させます。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
収支再差引	(E)+(I)	595	△ 101	160	119	△ 1,628	△ 1,649	△ 1,670	△ 1,542	△ 1,564	△ 1,587	△ 1,609	△ 1,631	△ 1,654
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	3	598	498	588	663	△ 1,010	△ 2,705	△ 4,419	△ 6,005	△ 7,613	△ 9,244	△ 10,897	△ 12,573
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	598	497	658	707	△ 965	△ 2,659	△ 4,375	△ 5,961	△ 7,569	△ 9,200	△ 10,853	△ 12,528	△ 14,227
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	598	497	658	707	△ 965	△ 2,659	△ 4,375	△ 5,961	△ 7,569	△ 9,200	△ 10,853	△ 12,528	△ 14,227
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	111	98	64	71	71	70	70	72	72	72	72	72	73
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益一受託工事収益	(B)-(C)	1,594	1,608	1,593	1,572	1,552	1,531	1,511	1,639	1,617	1,594	1,572	1,550	1,527
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	1,594	1,608	1,593	1,572	1,552	1,531	1,511	1,639	1,617	1,594	1,572	1,550	1,527
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	29,468	27,564	25,630	23,666	21,672	23,311	24,918	26,493	28,035	29,544	30,912	32,137	33,253
○他会計繰入金														
年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
区分														
収益的収支分		4,547	4,212	2,353	2,353	2,353	2,353	2,382	2,411	2,441	2,470	2,607	2,744	2,881
うち基準内繰入金		2,353	2,353	2,353	2,353	2,353	2,353	2,382	2,411	2,441	2,470	2,607	2,744	2,881
うち基準外繰入金		2,194	1,859	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	0	2,353	1,728	0	916	916	916	916	916	916	916	916
うち基準内繰入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金				2,353	1,728	0	916	916	916	916	916	916	916	916
合計		4,547	4,212	4,706	4,081	2,353	3,269	3,298	3,327	3,357	3,386	3,523	3,660	3,797

(単位:千円)

(単位:千円)